第５期障害福祉計画（第１期障害児福祉計画）素案からの主な変更点　新旧対照表（成果目標、活動指標を除く）

資料２

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ﾍﾟｰｼﾞ | 素案 | 案 |
| ｐ１  ｐ31  ｐ37  ｐ39  ｐ42  ｐ43  ｐ56  ｐ57  ｐ60  ｐ64  、65 | Ⅰ基本的理念等  １　目的及び趣旨  平成２８年５月には障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律が成立し、自立生活支援、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援などの新しいサービスや重度訪問介護、保育所等訪問支援の拡大、障害福祉サービス等の情報公表制度などが平成３０年４月から施行されます。  １　各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み  ①訪問系サービス  ２ 　指定障害福祉サービス等の見込量の確保のための方策  （１）地域移行の推進と地域生活の支援  （略）  ・　富山型デイサービス事業所の立ち上げや施設整備に対して支援するとともに、高齢者のデイサービス等から富山型デイサービスへの転換を促進し、身近な地域で高齢者、障害児（者）、子ども等の区別なく一緒に福祉サービスを提供する富山型デイサービスの普及に努めます。  （追加）  （２）就労支援の強化  ・　身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病など、それぞれの障害特性に応じた就労支援をきめ細かく実施するため、障害者の就労支援機関や医療機関、発達障害者支援センター、難病相談・支援センターなどとの連携を強化します。  （７）発達障害者等への支援の充実  ・　改正発達障害者支援法に基づき設置した発達障害者支援地域協議会における関係機関との協議等を通じて、支援体制のさらなる整備を図ります。  ・　市町村など関係機関と連携して、発達障害の早期発見、早期支援に努めます。  ・　発達障害者等及びその家族その他の関係者が、可能な限り身近な地域で必要な支援を受けられるよう、発達障害者支援センターや発達障害者地域支援マネジャーにおいて相談や情報提供、助言等を行うとともに、普及啓発や人材育成の充実に努めます。  ・　発達障害者支援センターや県医師会と連携して研修を開催するなど、発達障害者等に身近なサービス事業所等やかかりつけ医等の発達障害への対応力の向上を図ります。  （追加）  ・　発達障害者等の家族その他の関係者が発達障害に対し適切な対応をすることができるよう、研修等の充実に努めます。  （追加）  （８）医療的ケア児等への支援の充実  ・　医療的ケア児等に対する医療、福祉、保健等の関係機関による支援体制の構築を図ります。  （追加）  ・　医療的ケアを提供できる人材の育成や、重症心身障害児者等の受入施設への支援に努めます。  ・　医療的ケアの関係機関による支援等を調整するコーディネーターの配置の促進に努めます。  (略)  （追加）  Ⅵ　富山県の地域生活支援事業の実施に関する事項  ３　広域的な支援事業  （２）精神障害者地域生活支援広域調整等事業  精神障害者が住み慣れた地域を拠点とし、本人が自らの意向に即して充実した生活を送ることができるよう、ピアフレンズを含めた精神障害者の地域生活移行・定着を支援する人材を育成します。  ４　各種人材の養成  （追加）  Ⅶ　その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための必要な事項  ３　障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進  障害者の自立と社会参加を促進するため、絵画展など芸術文化活動の発表の場を設けるとともに、写真等の芸術文化教室等を開催します。  また、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた文化プログラムの推進のため、アール・ブリュットなど障害者芸術文化活動のさらなる振興を図ります。  ４　障害を理由とする差別の解消の推進  県では、国の基本方針に即した職員対応要領の策定や、県条例も踏まえた相談や紛争の防止・解決のための体制の整備、県民に対する普及啓発活動など、必要な対応に取り組み、障害者理解の促進と障害者への配慮の徹底を図ります。 | Ⅰ　基本的理念等  １　目的及び趣旨  平成２８年５月には障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律が成立し、障害児支援の提供体制を整備し、円滑な実施を確保するため、都道府県に対して障害児福祉計画の作成が義務付けられるとともに、平成３０年４月から、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援などの新しいサービスや重度訪問介護、保育所等訪問支援の拡大、障害福祉サービス等の情報公表制度などが施行されます。  １　各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み  ①訪問系サービス  ※訪問系のサービスを各サービスごと（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）に分けて見込量を記載。  ２ 　指定障害福祉サービス等の見込量の確保のための方策  （１）地域移行の推進と地域生活の支援  （略）  ・　高齢者や障害児（者）等が住み慣れた地域で快適に暮らし続けられるよう、共生型サービス（富山型デイサービス等）の普及に努めます  ・　共生型サービス（富山型デイサービス等）を担う人材の育成・確保に努めます。  ・　富山型デイサービス事業所の立ち上げや施設整備に対して支援するとともに、高齢者のデイサービス等から富山型デイサービスへの転換を促進します。   * 多様な障害者の重度化・高齢化に対応するため、常時の支援体制を確保した「日中サービス支援型共同生活援助」の整備を推   進します。  ・　専門的なアドバイザーが地域の保健、医療、福祉関係者に対して支援を行い、精神障害者の地域移行を進めるための支援体制を整備します。  （２）就労支援の強化  ・　身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病など、それぞれの障害特性に応じた就労支援をきめ細かく実施するため、障害者の就労支援機関や医療機関、発達障害者支援センター、高次脳機能障害支援センター、難病相談・支援センター、若年性認知症相談・支援センターなどとの連携を強化します。  （７）発達障害者等への支援の充実  ・　改正発達障害者支援法に基づき設置した発達障害者支援地域協議会における関係機関との協議等を通じて、乳幼児期から高齢期までの切れ目のない一貫した支援体制のさらなる整備を図ります。  ・　医療、保健、福祉、教育、保育の関係機関等と連携して、発達障害の早期発見、早期支援に努めます。  ・　発達障害者等及びその家族その他の関係者が、可能な限り身近な地域で必要な支援を受けられるよう、発達障害者支援センターや発達障害者地域支援マネジャーにおいてきめ細かな相談や情報提供、助言等を行います。  ・　サービス事業所の従事者の発達障害への対応力の向上を図ります。  ・　「富山県リハビリテーション病院・こども支援センター」において児童精神科医療の充実に努めます。また、地域のかかりつけの小児科医等の発達障害への対応力の向上を図ります。  ・　市町村において乳幼児健診やその後の指導・支援が充実できるよう、関係機関と連携した支援のためのネットワーク会議や保健師等への研修を行うなど、早期発見、早期支援が適切に進むよう支援します。  ・　保育に特別な配慮を必要とする子どもに対して、保育士等が適切に対応できるよう、保育所等への専門家の派遣や専門性の向上を図る研修を行います。  ・　特別支援教育に関する校内委員会の充実や、専門家の指導助言による「個別の教育支援計画」の作成など、発達障害を含む障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育を推進します。  ・　特別支援教育支援員や巡回指導員の活用を図るなど、発達障害を含む障害のある子どもが在籍する小・中・高等学校等を支援する仕組みの整備、充実に取り組みます。  ・　発達障害者等の家族その他の関係者が発達障害に対し適切な対応をすることができるよう、研修等の充実に努めます。  ・　発達障害に関する悩み等を持つ当事者同士や発達障害児者を持つ保護者同士等の集まる場を提供します。  ・　発達障害の特性や必要な配慮等に関する理解を促進します。  （８）医療的ケア児等への支援の充実  ・　医療的ケア児等に対する医療、福祉、保健等の関係機関による支援体制の構築を図ります。  ・　身近な地域で必要な支援を受けられるよう、重症心身障害児者等の受入施設への支援を行います。  ・　医療的ケアに関する研修の実施を通じて、人材の育成を幅広く行います。  ・　医療的ケア児等の入退院等に係る利用調整など関連分野の支援等を調整するコーディネーターの配置の促進に努めます。  （略）  ・　様々な機会を通じて、地域住民に対する医療的ケアや重症心身障害に対する理解の促進に努めます。  Ⅵ　富山県の地域生活支援事業の実施に関する事項  ３広域的な支援事業  （２）精神障害者地域生活支援広域調整等事業  精神障害者が住み慣れた地域を拠点とし、本人が自らの意向に即して充実した生活を送ることができるよう、ピア・フレンズを各種相談会などに派遣し、当事者の立場から地域移行・地域定着を支援します。  ４　各種人材の養成  また、国において平成３０年度に相談支援専門員研修、サービス管理責任者等研修制度の見直しが行われることを踏まえ、県が実施する研修についても内容の充実を図り、一人ひとりの特性や能力等や見極め、個々人に合った質の高いサービスを効果的に提供できる人材の育成に努めます。  ※養成人数の事業名に「⑤精神障害者関係従事者養成研修事業」を追加。  Ⅶ　その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための必要な事項  ３　障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進  障害者等の社会参加や障害者等に対する理解を促進するため、絵画展など芸術文化活動の発表の場を設けるとともに、写真等の芸術文化教室等を開催するほか、障害者等の主体的な芸術文化活動の支援等に努めます。  また、近年、障害者が既存の価値にとらわれず、自身の内側から湧き上がる衝動のまま表現した作品が「アール・ブリュット」として国内外において一定の評価を受けるようになってきており、国では、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた文化プログラムの推進のため、全国各地において、障害者芸術文化に係る相談支援や人材育成、発表の機会、住民の参加機会の確保、関係者によるネットワークの構築等を図ることとしています。  本県においても、アール・ブリュットなど障害者芸術文化活動のさらなる振興を図ります。  ４　障害を理由とする差別の解消の推進  県では、障害を理由とする差別の解消に向け、県民や事業者等に対し、障害者差別解消法及び県条例の周知啓発のほか、差別に関する相談対応や紛争の防止・解決体制の強化充実等を図ります。  また、共生社会の実現等について参加者とともに考えるフォーラムの開催や、「障害者週間」におけるキャンペーン事業の実施、ヘルプマークの導入等により、外見からは障害のあることが分からない場合や自ら意思表示をすることが困難な人への支援の充実に取り組み、障害及び障害者に対する理解の促進に努めます。 |